

1 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）の対象となる方

以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- ① 県の認可を受けている私立幼稚園（市が利用者負担額を定めている一部の幼稚園は除く。）
又は国立幼稚園に在園し、かつ、千葉市に住民登録がある 3・4・5 歳児（令和 3 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生）

- ② 共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

※ 満年齢が 3 歳に達して就園する市民税非課税世帯の児童も、幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）の対象となります。

※ 千葉市外の私立幼稚園に通われる場合も対象となります。

※ 千葉市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

○ 保育の必要性の認定（給付認定）

「幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）」では、保育の必要性の認定を受けた児童が対象となるため、事前にお住まいの市区町村で給付認定を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件は、2 ページの 3 をご覧ください。

手順 1

保育の必要性の認定
(必要書類を提出)
2～3 ページ参照

手順 2

預かり保育料を
幼稚園に支払い

手順 3

預かり保育料の償還
を千葉市へ請求
(幼稚園経由)

手順 4

千葉市から保護者
口座に支払い
(3 か月ごと)

※ この案内では手順 1 の手続きについてお知らせしています。手順 3 の手続きについては別途ご案内します。

2 支給額（預かり保育料分）

- ・ 預かり保育料は、保護者から幼稚園へお支払いしていただきます。
- ・ おやつ代などは、保護者の負担となります。
- ・ 支給額は、利用日数に応じた額（利用日数×490 円）を限度に月額最大 12,300 円です。

※ 満年齢が 3 歳に達して就園した市民税非課税世帯の児童の場合は、次の 3 月分まで月額最大 17,700 円

(算定のイメージ)

預かり 保育料	利用 日数	無償化 上限額	無償化 対象額	実質 負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
12,000円	20日	9,800円	9,800円	2,200円

(算定方法)

- ・ 利用日数に応じて支給限度額は変動します。
(利用日数×490 円を限度)
- ・ 支給限度額と預かり保育料の支払額を月毎に比較して、どちらか低い額が支給額となります。

※ 在籍する幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満）場合、預かり保育と認可外保育施設等の併用も無償化の対象となります。なお、認可外保育施設等で発行する領収証等は大切に保管してください。

※ 預かり保育と認可外保育施設等の併用が無償化の対象となるかは、在籍する幼稚園にご確認ください。

○ 預かり保育料の償還の請求

預かり保育料を幼稚園にお支払いいただいた後、千葉市から保護者の方へ3か月ごとに預かり保育料を限度額まで償還します。預かり保育料の償還の請求に必要な書類（施設等利用費請求書、領収証及び提供証明書等）は幼稚園経由で提出となります。※提出時期が近くなりましたら別途ご案内します。

3 保育の必要性の認定（給付認定）の対象となる方

保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある児童です。申請にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ、居住していることが条件となります。

▽ 保育することが困難な状況と認定期間

事由	要件	認定期間
1. 就労	1か月において、月64時間以上労働している場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月
3. 保護者の 疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 親族等の 介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失ったり破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中	求職活動を継続的に行っている場合	3か月（※1）
7. 就学・ 職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで

※1 認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります。

4 保育の必要性の認定（給付認定）に必要な書類

千葉市にお住まいの方について、申請には以下の書類が必要となります。必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。

□子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 □保育することが困難な状況を確認するための書類（１）
（法 30 条の 4 第 2 号・第 3 号）（必ず提出） □その他状況に応じて必要な書類（２）

（１）保育することが困難な状況を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。

▽事由ごとの必要書類

事由	提出書類		備考
1. 就労	就労証明書（★） ※就労証明書の有効期間は証明日から 3 カ月間となります		雇用主の証明を受けてください 自営業の場合は、以下のものを併せてご提出ください。 ・自営を証明するもの（営業許可証・開業届等） ・収入を証するもの（前年分の確定申告書等）
2. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定児童のもの）		母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ
3. 保護者の疾病・障害	疾病の方	診断書	病名、治療期間及び保育が困難である旨の記載があるもの
	障害の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	該当するもの 氏名、障害名及び障害等級がわかるページ
4. 親族等の介護・看護	介護・看護を受ける方の診断書及び 介護・看護計画書等		診断書…介護・看護が必要である旨を要記載 介護・看護計画書等…従事時間がわかるもの
5. 災害復旧	り災証明書		
6. 求職中	なし		申請書の「保育を必要とする事由」欄の求職活動に☑をつけてください。
7. 就学・職業訓練	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可）		翌 3 月に卒業予定の方は 4 月以降の証明書類も提出してください

1、4、7 の事由については、月 6 4 時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★ 千葉市所定の様式があります。千葉市のホームページよりダウンロードするか、各区こども家庭課にて入手してご利用ください。

検索ワード 千葉市 就労証明書

千葉市ホームページ『保育園・認定こども園等各種届出書のダウンロード』

なお、保護者記入欄以外は勤務先から証明していただくものですので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。

（２）その他状況に応じて必要な書類

▽保護者の状況に応じて、以下の書類が必要な場合があります

提出該当事由	提出書類	備考
ひとり親家庭	児童扶養手当証書、戸籍謄本又は遺族年金証書の写し	
保護者が離婚調停中等で別居状態	・父母の居住状況に係る申立書 ・調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等	離婚調停中等であることを明らかにできる書類
保護者の内に海外在住者がいる場合	パスポートの写し	

5 保育の必要性の認定（給付認定）の申請方法

（ア）令和 9 年 4 月に幼稚園へ入園予定の場合

・入園が決定した幼稚園の指定する提出期限までに幼稚園へご提出ください

（イ）上記（ア）以外の場合（途中入園、途中就労、（ア）で提出期限に間に合わない場合など）

・幼稚園が所在する区こども家庭課へご提出ください

※保育の必要性の認定（給付認定）の認定開始日は、原則、申請日以前への遡りはありません。

6 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）の手続きの流れ

① 保育の必要性の認定（給付認定）の申請

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)に必要書類を添付して、提出（提出先は5（ア）（イ）参照）します。（詳細は2～3ページ参照）



② 施設等利用給付認定通知書の受理

保育の必要性の要件を満たす場合は、各区こども家庭課から保護者宛に施設等利用給付認定通知書（給付認定区分が「施設等利用給付認定 新2号」又は「施設等利用給付認定 新3号」）が送付されます。

※認定通知書が送付されましたら、在籍する幼稚園へ提示してください。



③ 施設等利用給付認定通知書の有効期間の確認

保育の必要性の要件によって、有効期間が異なります。（詳細は2ページ参照）



④ 預かり保育料の償還を千葉市へ請求（3か月ごと）

幼稚園で配布される施設等利用費交付申請書兼請求書に必要書類（領収証及び提供証明書等）を添付して、幼稚園経由で千葉市へ請求します。（手続きは別途ご案内します。）

7 現況届について

給付認定を受けた方は、年に1度、「現況届」の提出が必要となります。（必要な書類は別途ご案内します。）

8 注意事項

給付認定後に家庭の状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、各区こども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ変更届及び必要書類の提出等をお願いいたします。

なお、詳細については各区こども家庭課へご確認ください。

9 問い合わせ先

（1）保育の必要性の認定に関すること

中央保健福祉センター こども家庭課	花見川保健福祉センター こども家庭課	稲毛保健福祉センター こども家庭課	若葉保健福祉センター こども家庭課	緑保健福祉センター こども家庭課	美浜保健福祉センター こども家庭課
〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2149	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6421	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8150	〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043 (292) 8137	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150

（2）預かり保育料の償還払いに関すること

千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課 幼児教育振興班 電話 043-245-5100